

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
28E1	<p>唯一無二の被爆国であり、福島事故も未収束で有る我が国の使命は、核廃絶 1 択。全ての力を福島事故収束へ振り向けるべし。事故以前の状態に戻しましょう。それが全ての原子力政策に関わった人々の責任。人間如きに核は扱えない。</p>
29E1	<p>P372 の審査結果で新基準規制に適合したので高速実験炉「常陽」を再稼働するという結論を出していますが、2007 年から 16 年間も動かしておらず、冷却材のナトリウム火災を起こして廃炉が決まった「もんじゅ」より古く、「もんじゅ」と同じ冷却材のナトリウムを使っている「常陽」を再稼働させる事に不安があると共に、76 億もの予算をつけて再稼働すべきなのか納得出来ない為、再稼働に反対します。</p>
02E1	<p>原発には必ず放射能問題がついて回る。核災害における被曝については 2011 年 3 月 11 日の福島事故で、原発は安全ではないことが確認された。現在も福島核災害は継続中で、原子力緊急事態宣言は発令中だ。「福島は『復興』」していない。子どもたちの甲状腺癌は多発。「原発推進」の国策により、高線量地域に人を戻しているのも人道上、許されない。</p> <p>「常陽」も又、原発である。どんなに対策を講じても 自然災害には勝てる筈もなく、その上 人為ミスもある。機器、計器、配管その他諸設備の経年劣化も免れず、「絶対安全」は無い。「絶対安全」なら原発推進も可能だろうが それならその「絶対安全」の論拠を示すべきだ。</p> <p>「もんじゅ」は廃炉となった。何度 運転計画を練り直しても尚、稼働出来ず仕舞であった。もんじゅ同様、「常陽」も又、「絶対安全」はなく、無駄に税金を投入し 国力を削ぎ、人々の不安を煽るものである。様々な技術でクリアし、「稼働する」と繰り返すばかりの「常陽」は 「もんじゅ」の二の舞は明白だ。計画の続行は 国による永遠の公共事業であり、原子力の、経済的ばら撒きに群がる人々への利権でしかない。</p> <p>原発は事故を起こさずとも 海に空に大地に放射能は放出されている。所謂、内部被曝の影響は数値化されないだけに 最も恐ろしい。核と人間は共存出来ない。今直ぐに、この列島中の原発は廃炉にすべきである。</p>
06E1	<p>本審査書案の「適合」という結論に反対の立場から意見を提出致します。</p> <p>何事も「絶対安全」は有り得ません。 事故が起こるリスクを「限りなくゼロ」に近づけることは出来ても、「ゼロ」にはできません。この点は、事業者も原子力規制委員会も認めるところであると思います。 放射性物質の大量漏洩による環境破壊や、働く人・周辺住民への無用な被曝が生じた場合、誰がどのように原状回復し、責任を取るのですか？ フクイチ核災害の教訓を踏まえれば、事故が起きた場合のリスクが大きすぎる技術やプラントの利用を許可・認可すべきではありません。</p> <p>何点か、個別に述べます。</p> <p>●ナトリウムは爆発的に反応する性質があります。ナトリウムが漏洩して火災や爆発が起こり、人員の死傷や設備の破損が生じたらどうするのですか？ その破損が施設の安全性を大きく低下させる原因となり、連鎖的な破壊が生じるかも知れません。 ナトリウムの漏洩を絶対に防止したり、漏洩したナトリウムの量や漏洩範囲を完全にコントロールできる筈がありません。</p> <p>●「常陽」は初臨界が 1977 年 4 月であり、2007 年 5 月から停止しています。 原研機構の今後の計画通りに進展したとしても、再起動は 2025 年 3 月前後とのことです。稼働開始から約 48 年、且つ、約 18 年停止していたプラントがスペック通りに起動し、稼働するのですか？ そのようなことは誰にも保証できないでしょう。 経年劣化や放射線による脆化は防ぎようがありません。 例えるなら「初運転から 48 年、駐車場に 17 年間置いていた車を動かそうとするようなもの」です。誰がそのような車に乗りますか？ 危ないことを許可しないで下さい。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	<p>●仮に「常陽」がスベック通りに稼働し、稼働率が上がったとしても、使い続けるほど、放射性廃棄物が増えます。将来的に処理・処分が必要な放射性廃棄物は、内容を問わず、1グラムでも増やすべきではありません。それこそが、「人と環境を守る」ことに繋がるものではありません。</p> <p>●高速増殖原型炉「もんじゅ」の例に明らかなように、ナトリウム冷却炉の廃止措置には、商用炉とは異なる手間・時間がかかります。ナトリウムを扱うというだけでリスク要因です。「人と環境を守る」為にも、「常陽」は一刻も早く廃止措置に移行させ、ナトリウムの抜き取り・安定化を進めるべきです。</p> <p>以上を踏まえ、原子力規制委員会には今回の審査書案を認可しないよう望みます。 所謂「再稼働」に繋がるプロセスを前に進めるべきではありません。寧ろ「人と環境を守る確かな規制」を実現する為にも、「常陽」の廃止措置への移行を促すべきです。</p> <p>尚、本意見は私個人のものであり、他の如何なる個人・組織とも関係の無い事をお断りしておきます。</p> <p>宜しくご査収下さい。</p>
14E1	<p>・「常陽」は2007年5月定期検査で実験装置の引き抜きに失敗し、部品のピン6本を原子炉内に落としてしまいました。</p> <p>2016年10月に行われた核燃サイクルについての議員と市民の院内集会で事故の後始末について質したところ、文科省の担当者は「6本のピンすべては回収できていない。すべてを回収できなくても稼働に影響はない」と驚くべき答えをしました。</p> <p>この回収できていない脱落ピンは、今も常陽の中にあるのでしょうか？</p> <p>・冷却のために回しているナトリウムはもんじゅの1995年12月8日の事故によって、非常に扱いの難しい物質であることがよくわかりました。おそらく常陽も、ナトリウム冷却のために、複雑で膨大な数量の配管が巡らされていると思います。それら全てを安全に管理することができるのか、特に、常陽は稼働開始から約48年、そして約18年停止していたプラントの再起動です。</p> <p>以上のことから、原子力規制庁は、この審査書案を認可しないでいただきたいと思います。</p>
15E1	<p>竣工から長期間経過した実験施設が果たして安全利用できるのかがこのもののどこでかいてありますか。この施設は古い世代のもの聞いています。古いものであれば当然ものの劣化もそれなりに来ていて、新品の施設とは違った点検や修理をしなきゃいかんですし、施設の寿命も分かっていなきゃいかんと思います。そしてそういった古い施設をどうするのか合格を出す前に評価しておかんとします。それらの結果はどこに書いてありますか。</p> <p>ニュースで古い施設の寿命に関わるルールが撤廃されると聞きます。なのであればなおのこと古い施設の寿命をどう点検して把握していつまでの合否を出すのかをどう考えているのかを見ておかなんと事故に繋がりにかんないです。</p>
18E1	<p>原型炉「もんじゅ」が失敗し、実験炉「常陽」も16年止まっている。GXでは、実証炉として高速炉を「目標・戦略」に掲げているおり、経産省はGX支援対策費として、76億円もの「高速炉実証炉開発事業」予算を「新規」でつけた。もんじゅで失敗しているにもかかわらず、懲りずに大金をつかうのはなんのためか。原発ともどもいい加減諦める！</p>
18E2	<p>合格を出した国家公務員が地元市民に直接説明に赴くべきである</p>
19E1	<p>P106（1）ケーブル処理室の消火剤としてハロン1301を設置することとしているが、ナトリウムはハロゲン元素と激しく反応します。</p> <p>大規模損壊時にハロン1301が漏れいすることを考慮していますか。</p> <p>ナトリウム火災が発生し、漏れいしたハロン1301と反応した場合の消火方法、影響及び評価について審査書（案）及び審査会合資料から読み取れませんでしたのでご説明をお願いします。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
19E2	<p>高速実験炉「常陽」は原子炉規制法第 23 条に基づく設置許可を 1970 年に得て、1977 年に初臨界。許可からは 53 年、臨界から 46 年が過ぎています。</p> <p>また 2007 年に、燃料交換機が破損変形する事故が起き、16 年間運転していません。経年による劣化や破損リスクも高まっています。</p> <p>この為、「常陽」の再稼働に向けた安全対策が新規規制基準に適合とする審査書案の結論に、私は反対意見を提出します。</p>
19E3	<p>「試験研究用原子炉」は実験炉から原型炉から実証炉、と進んでから実用化へ向かう。原型炉「もんじゅ」は冷却材のナトリウム火災が起きて先に廃炉が決定したが、一世代前の実験炉「常陽」は残したが、「常陽」の冷却材もナトリウムだ。その「常陽」を今回、「新規性基準」に適合したとして、原子力規制委員会が規制庁の審査案を了承した。</p> <p>上記の件から私はこれを容認できず、審査書案の結論に反対の立場から意見を提出します。</p>
20E1	<p>(1) 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 高速実験炉（常陽）（以下 常陽） は 1977 年に初臨界、すでに半世紀が経とうとしている</p> <p>(2) 2007 年に事故を起こしたきり、とまっている 停止期間はすでに 18 年 経年劣化を否定できるものではない。 科学的に否定できないものを無視しての稼働が許されるものではない。</p> <p>(3) ナトリウム冷却による炉である。それが、どれだけやっかいなものであるのか「もんじゅ」の場合ですでに、我が国は痛い経験をしている。国民に不安を与えたのはいうまでもない。事故を起こしたら、余計にやっかいな施設を稼働させることを考えるのは、理解できないほど、無謀と言える。</p> <p>(4) 茨城県は東日本大震災で揺れの大きかった地域であり、また、地震の巣ともいえる立地である。日本は数枚のプレートの上に乗っかっている国土であり、世界の 10 分の 1 の地震がこの狭い国土内で起きると言われている</p> <p>この国では 原子力をつかった発電方法はそもそも不向き。である。</p> <p>(5) 実験炉とはいえ、核施設が事故を起こせば被害の深刻さははかり知れない。茨城県は人口が多いのも、より被害が大きくなる可能性がある。</p> <p>よって、常陽の稼働は無謀すぎるので反対である。動かすべきではない。</p> <p>むしろ、廃炉のための実験のために施設を利用すべきでは。 (日本での商業炉の廃炉はいまだに、途上、データが乏しい)</p> <p>以上、再度のべるが 常陽の稼働には反対である。時代遅れの 原子力発電に固執せず、日本は、再生エネルギーの活用への研究に、国力を振り向けるべきある。</p>
20E2	<p>81 頁の「大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象に対する重要安全施設への考慮について。</p> <p>2011 年 3 月 11 日の福島核災害を経ても尚、政府の原発推進に抗議する。常陽の稼働は文殊同様の経過を経て 廃炉となるに違いない。その上で 案について意見を述べたい。</p> <p>そもそも「大きな影響を及ぼすおそれがある」想定は自然現象を甘く見ているのではないか。というのも政府自ら予見している通り、30 年以内に南海トラフ地震発生はほぼ確実で、それが現実になった場合、「考慮」は机上の空論となろう。</p>

## パブコメ意見一覧 (WEB 投稿)

整理 番号	意見全文
	<p>当該施設は破壊され、炉心溶融は当然起こりうる。阿鼻叫喚の中、一体どう対処出来るのか。もし出来るのなら 明白な資料、根拠を示してもらいたい。</p> <p>福島第一原発の核災害は現在も継続中で、収束方法も、収束時期も分からない。このような有様で、その福島事故を恰も無かったかのような今回の常陽稼働計画案に断固反対する。願いは一つ。常陽のみならず列島中にある原発を一日も早く廃炉に！英断を期待したい。(了)</p>
21E1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 ページの最下行「設置許可」は「設置」の誤記か？</li> <li>・ 5 ページの 7 行目「機構」は「日本原子力研究開発機構」のほうがよい。</li> <li>・ 7 ページの最下行「品質保証計画書」は「品質マネジメント計画書」の誤記か？</li> <li>・ 8 ページの最下行から上に 2 行目「から」と、9 ページの 2 行目「の中から」とは、どちらかに記載を統一できないか？</li> <li>・ 1 4 ページの最下行から上に 3 行目「産業技術総合研究所」は「国立研究開発法人産業技術総合研究所」のほうがよい。</li> <li>・ 1 5 ページの脚注の 2 行目「等その他の」は「等の」か「その他の」かのどちらかのほうがよい。記載が重複しているから。</li> <li>・ 1 6 ページの 2 0 行目、3 1 行目の「震調査研究推進本部」は誤記か？</li> <li>・ 2 0 ページの 1 5 行目「2011 年東北地方太平洋沖地震」は「2011 年東北地方太平洋沖型地震」の誤記か？</li> <li>・ 2 0 ページの 2 3 行目、3 0 行目の「2011 年東北地方太平洋沖地震の本震」は「2011 年東北地方太平洋沖型地震」のほうがよい。1 6 ページで略語を定義しているから。</li> <li>・ 2 0 ページの最下行「不確かさケース」は「不確かさを考慮したケース」のほうがよい。</li> <li>・ 2 4 ページの 1 4 行目「防災科学技術研究所」は「国立研究開発法人防災科学技術研究所」のほうがよい。</li> <li>・ 3 1 ページの 2 3 行目「旧分類」、「新分類」とは何か？</li> <li>・ 3 2 ページの 1 行目「圧力」は何の圧力を指しているのか？</li> <li>・ 3 2 ページの 2 行目「感知」は何を感知できるのか？</li> <li>・ 7 3 ページの 2 行目「大洗研究所敷地」と、同 3 行目「本試験研究用等原子炉施設敷地」との違いは、何か？</li> <li>・ 7 7 ページの最下行から上に 7 行目「大洗研究所敷地」と、7 8 ページの 1 0 行目「本試験研究用等原子炉施設の敷地」との違いは、何か？</li> <li>・ 7 8 ページの 1 6 行目「+約 29m」は「約 29m」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>・ 7 8 ページの 1 3 行目、同 1 4 行目の「標高」と同 1 6 行目「T.P.」との違いは、何か？</li> <li>・ 1 3 8 ページの 1 3 行目「原子力研究開発機構」は「日本原子力研究開発機構」のほうがよい。</li> <li>・ 1 6 2 ページの 3 行目「通り」は「とおり」のほうがよい。他の箇所の例と同様に。</li> <li>・ 2 0 8 ページの 1 4 行目「(以下「SB0」という。)」は、初出箇所(1 6 0 ページか 1 6 3 ページ)で記載したほうがよい。</li> <li>・ 2 2 4 ページの最下行から上に 1 行目「スエリング」は「燃料スエリング」のほうがよい。定義された略語を用いて。</li> <li>・ 3 0 9 ページの脚注の 1 行目「安全審査で使用した」は、「規制庁による安全審査を受ける申請者が規制庁への説明で使用した」という意味か？</li> <li>・ 3 1 3 ページの 1 9 行目「安全審査において参考評価として使用している」は、「規制庁による安全審査を受ける申請者が規制庁への説明で参考評価として使用している」という意味か？</li> <li>・ 3 1 5 ページの 8 行目の文末「実績がある」は「実績があるとしている」のほうがよい。</li> <li>・ 3 1 6 ページの脚注 4 7 の 1 行目「二酸化ウラン燃料(UO2)」は「二酸化ウラン(UO2)燃料」の誤記か？</li> <li>・ 3 6 7 ページの最下行から上に 1 行目「その他テロリズム」は「その他のテロリズム」の誤記か？</li> </ul>
21E2	<p>常陽の「先稼働」には賛成できません。</p> <p>作られてから 40 年を越え、しかも止まってから 16 年も経っています。老朽しているうえ、ナトリウムを使うなど、あまりにリスクが大き過ぎます。</p> <p>16 年止まっている実験炉を、GX ではそれを飛び越えて実証炉として再登場させるとは、ただ再処理のシステムを絶やさないためのアリバイ作りに過ぎません。</p> <p>繰り返しますが、そのために動かすリスク、危険性が高過ぎます。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	常陽の再稼働に反対します。
21E3	<p>常陽の「先稼働」には賛成できません。 作られてから 40 年を越え、しかも止まってから 16 年も経っています。老朽しているうえ、ナトリウムを使うなど、あまりにリスクが大き過ぎます。 16 年止まっている実験炉を、GX ではそれを飛び越えて実証炉として再登場させるとは、ただ再処理のシステムを絶やさないためのアリバイ作りに過ぎません。 繰り返しますが、そのために動かすリスク、危険性が高過ぎます。 常陽の再稼働に反対します。</p>
22E1	<p>「高速炉」研究開発の失敗 「試験研究用等原子炉」は、実験炉→原型炉→実証炉と進んでから実用化へ向かう。原型炉「もんじゅ」は冷却材のナトリウム火災が起きて先に廃炉が決定したが、一世代前の実験炉「常陽」は残した。それを今回、「新規制基準」に適合したとして、原子力規制委員会が規制庁の審査案を了承した。という文章を読みました。とても信頼できるものではないと思いました。この冷却材もナトリウムと言う部分だけでも、またいつ爆発するかもわからないし、危険だと思うので、反対です。</p>
22E2	<p>科学的あるいは技術的意見を募集する場合、本来であればすべての情報が公開されてしかるべきである。科学と言うのはそういうものです。ところが原子力に関する情報は公開請求をしても黒塗りばかりで非公開が多過ぎます。原子力基本法の本質にも反しています。そのような中で科学的意見を求めるというのはいかがなものでしょうか。まずはすべてを公開してからにしてはどうでしょう。</p>
23E1	<p><b>【意見】</b> P4 申請者の技術的能力に関し、申請内容が「技術的能力指針に適合する」としているが、（１）申請者は２度目のナトリウム火災発生を防げず、（２）2007 年 11 月「計測線付実験装置の保持部と試料部切り離し失敗」以来、運転経験がない。原子炉等規制法が求める「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」（第 24 条第 1 項 2 号）はない。 （１）１度目は 1995 年。申請者（当時、動力炉・核燃料開発事業団）の高速増殖炉「もんじゅ」でナトリウム漏えいと火災が起きた。２度目は、それからわずか 6 年後の 2001 年 10 月 31 日、申請者（当時、核燃料サイクル開発機構）は「もんじゅ」を教訓に徹底して取るべき火災防止策を取らず、「常陽」でナトリウム火災を防げなかった。2001 年 11 月 15 日茨城新聞記事「『ナトリウム発火』断定」および同年 12 月 4 日消防庁「ナトリウムを取り扱う施設で発生した火災について」によれば、ナトリウムが床などに落ちる可能性がある作業を窒素充てんビニール袋外で行っていた、ナトリウムが付着した紙タオルを紙製ごみ箱に入れられた、いつの時点のナトリウムか特定できないナトリウムが別の場所からも検出された、請負業者等に対するナトリウムの取扱いに関する教育訓練が不十分だったなど、ナトリウム発火を防ぐ当たり前の対策を取っていなかった。 （２）「常陽」は 2007 年には「計測線付実験装置の保持部と試料部切り離し失敗」で燃料交換機が破損・変形する事故が起きて以来、運転を停止している。 申請者には「運転を適確に遂行するに足りる技術的能力」がなく、申請を許可すべきではない。</p> <p><b>【意見】</b> P4 申請者の技術的能力に関し、申請内容が「技術的能力指針に適合する」としているが、ナトリウムを冷却材に使う原子炉は日本には 1 基もない。つまり「国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されている」とする「指針 7 運転及び保守の経験」に適合していない。申請者がナトリウムを冷却材とした原子炉での「運転及び保守の経験」を海外で得ているというのであれば、そのことは審査書案に記載されているべきである。ない限りは指針 7 に違反している。申請者の申請を許可すべきではない。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	<p>【審査書案 10 ページ、2. 技術者の確保 および 3. 経験】</p> <p>原子炉等規制法第 24 条第 1 項第 2 号（技術的能力に係るものに限る。）の規定は、試験研究用等原子炉設置者に試験研究用等原子炉を設置するために必要な技術的能力及び試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることを要求していて、その技術的能力の要件として下記 6 つを挙げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織</li> <li>2. 技術者の確保</li> <li>3. 経験</li> <li>4. 品質保証活動</li> <li>5. 技術者に対する教育・訓練</li> <li>6. 有資格者等の選任・配置</li> </ol> <p>このうちの「2. 技術者の確保 および 3. 経験」についての意見を提出いたします。</p>
23E2	<p>高速実験炉部には、20 年以上の経験を有する管理職者、10 年以上の経験年数を有する技術者で、必要な国家資格の有資格者であることを要件としているが、常陽は、設置許可を 1970 年に得て、1977 年に初臨界。その後 2007 年に、部品が外れて燃料交換機が破損・変形する事故が起きた事故以来、16 年間運転が停止しているはずである。</p> <p>その期間、たとえ常陽またはもんじゅの保守や廃炉作業に従事していたとしても、運転作業に従事していた経験のあるものはいないはずである。</p> <p>これだけの長い時間運転経験がなく、過去の経験も事故を起こす失敗の経験しかないのに、それを経験年数とみなし算出し、常陽の運転を再開することは、審査書の要件を満たしているとは言えず、許されない。</p> <p>もし、海外の高速炉に出向し経験を積んでいた技術者が相当数いるのであれば、その経験履歴がすべて開示され公開されるべきである。</p> <p>日本の核燃料サイクル および 原子力産業自体、もはや完全に破綻している。</p> <p>この審査書案 ならびに 常陽の運転再開は認められない。</p>
23E3	<p>申請者である日本原子力研究開発機構には「常陽」を運転する「技術的能力がない」だけで十分に申請を認めない理由になるという意見が、信用のおける取材者の意見でありまして、私はこの意見に全面的に賛同することから、同じ意見を提出します。</p>
23E4	<p>高速増殖実証炉もんじゅは廃炉になりました。実験炉である常陽を動かす意味はありません。なぜ今さら常陽を動かさないといけないのでしょうか。廃炉にするべきです。</p>
23E5	<p>下記の理由により、「常陽」は再稼働をせず、直ちに廃止措置に進むべきものとする。よって、「日本原子力研究開発機構大洗研究所原子炉設置変更許可申請書（高速実験炉原子炉施設の変更）」は許可すべきでない。</p> <p>(1) 高速炉で冷却材として用いるナトリウムは空気や水と反応して燃焼するという性質を持っていて、取り扱いが難しいと言われる。ナトリウムが配管などから漏洩し空気や水分に触れ、火災や爆発を起こす可能性が高いと考える。</p> <p>「常陽」の後継炉に位置づけられる高速増殖原型炉「もんじゅ」は、1995 年 12 月 8 日、2 次冷却系配管からナトリウムが漏れ出し、燃えるという大事故が発生した。</p> <p>「常陽」は、格納容器建設開始が 1971 年 1 月、初臨界が 1977 年 4 月であり、2007 年 6 月、燃料棒交換装置と計測線付実験装置が衝突する事故によって停止後、16 年間、停止している。原子炉全般の経年劣化や圧力容器などの放射線照射脆化は免れず、配管などからのナトリウム漏れいによって「もんじゅ」のような火災事故を起こす可能性は決して低くないものとする。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	<p>「常陽」の場合、幸いにもこれまで原子炉からのナトリウム漏えい事故は無かったが、2001年10月31日には、メンテナンス棟においてナトリウム火災を発生させた。サンプリング止め弁を洗浄する際の方法が不適切で、ナトリウムが付着した紙タオルを紙製のごみ箱に捨て、これが数時間後に自然発火したものである。</p> <p>しかも、ナトリウム火災の場合、消火に水を使えないということは、消火活動を非常に困難とし、それが故に、火災が長時間にわたって続く可能性があるのも、大きな問題である。</p> <p>(2) ナトリウム冷却炉の廃止措置には、ナトリウムを使っているが故に、軽水炉以上の困難さがある。原子炉からナトリウムを抜き出す方法も、「これから開発する必要がある」と言うではないか。（許可を決めた2023年5月24日の規制委員会会合で規制庁職員が発言）であるならば、余計に、早く廃止措置に入るべきである。</p> <p>(3) 高速炉・常陽。燃料は、ウラン燃料ではなく MOX 燃料であることも大きな問題点と考える。MOX 燃料の崩壊熱が安全な温度まで下がるのに要する時間は、ウラン燃料の約 10 倍と言われている。ウラン燃料なら 10 年程度でプールから乾式キャスクに移せるという様に聞いているが、MOX 燃料ならどれだけかかるのか。高速炉「常陽」は、建物の建設が 52 年前。いま再稼働させたら、直ぐに止めても少なくとも、50 年間程度はプールで冷却を続ける必要があるということにならないか。建家と原子炉は、建設後・百年以上の耐久性があるとは考えられない。この点から考えても、ある程度、崩壊熱が低下してきたものを再稼働によって、また温度を上げてしまう事は、全く妥当でなく、再稼働すべきでないと考ええる。</p>
23E6	安全性が全く確保できず、福島第一原発の廃炉処理もままならないのに、原子力研究開発の炉の設置はあり得ない。大洗町の花への影響も未知数。
23E7	日本原子力研究開発機構には、常陽を運転する技術があるとは思えません。審査資料の二か所について、コメント・質問します。
23E8	<p>1. 頁 179 L3 から頁 180 L4 「3. (1) 後備炉停止制御棒の信頼性について」</p> <p>&lt;意見・コメント&gt;後備停止制御棒は、主炉停止系制御棒と構造の異なる多様性が要求されるのではないか、論理回路のみの変更で問題ないか。この対応は、既存の実験炉のみで認められるのですか。</p> <p>2. 頁 328 L10 から頁 329 L2 「(3) 損傷炉心物質の大規模な凝集に伴う即発臨界に伴う放出エネルギー評価及び・・・」</p> <p>&lt;意見&gt;          ここの審査では、解析コード SIMMER-3、SIMMER-4 は 100MWt の小型炉心にはその解析結果は有効である解釈できる。          実証炉・実用炉の大型炉心は評価外としているが、今後、どのような R・D 試験を実施し確認すればコードの V・V できたいえるのか。考えを伺いたい。</p>
23E9	<p>368 ページ (2) BDDB を超える事象によって本試験研究用等原子炉施設が受ける被害範囲は不確定性が大きく、あらかじめシナリオを設定した対応操作は困難であると考えられることなどから、事業所外への放射性物質の放出抑制を最優先に考えた対応を行うこととし、BDDB 等対策において整備する手順等に加えて、機能を喪失していない BDDB 対処設備等を用いることを基本としつつ、可搬型設備や仮設設備等の資機材による対応も考慮した多様性及び柔軟性を有する手順等を以下のとおり整備する。</p> <p>「大規模ナトリウム火災を想定するだけでなく、故意による大型航空機の衝突による大規模な航空機燃料火災と大規模ナトリウム火災の重畳も想定し、仮設放水設備による泡消火、特殊化学消火剤や消火剤としての乾燥砂の散布など火災の状況に応じた最適な消火についての手順を整備する。また、事故対応を行うためのアクセスルート、操作場所に支障となる火災等の消火活動も想定して手順を</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	<p>整備する。」について、委員から「どういう状況においてどういう順番で何を使っていくのかをしっかりと決めておく必要があるのですけれども、それは今後、保安規定の審査の中で確認していくということによろしいですか。」という問いに対して、安全管理調査官は「どういう状況かというのをしっかりと確認をし、ナトリウム火災ではないということがしっかりと分かったところで消火剤等を選択してやっていくと。分からないような状態であれば、ナトレックスであるとか砂をかけて、反応が起こらないような対応で進めていく」と回答していましたが、ナトリウム火災には至っていないがナトリウムが漏えいしている状況下において、水分を含んだ泡消火薬剤による消火活動はナトリウム火災を誘発するとともに多量の水素を発生させることから火災を拡大させる危険性が大きいことを認識していますか。大規模火災の際に乾燥砂をかける消火が可能だと考えているのですか。降雨時の消火活動はどうしますか。ナトリウム火災が発生した際に油を混入させて油火災として泡消火薬剤による消火方法は実証実験により証明されていますが、当該施設に内包しているナトリウムは多量であり、航空機落下により発生すると想定した航空機燃料火災とナトリウム火災が重畳した場合に泡消火薬剤による消火方法が可能であることを確認していますか。委員の質問に対して、当該施設の審査においては実用発電用原子炉と同等の基準で審査したと発言されていた審査官がいましたが、火災防御戦術、消火技術に関する知見は十分なのでしょうか。消火活動のプロフェッショナルではない自衛消防隊が手順書さえ整備すれば対応できると考えているとすれば大きな間違いであり、火災現場の実情を知らない審査官による審査書（案）が了承されたことの妥当性についてご説明をお願いします。</p>
23E10	<p>「常陽」は設置認可されて 53 年、臨界からは 46 年も経っている老朽原子炉（実験炉）であり、しかも、2007 年に事故を起こして以来、停止しています。このような危険で、不安定な原子炉を動かすことは、危険極まりません。また、常陽が設置されている茨城県は地震が多い地域でもあります。地震による過酷事故の危険も伴います。常陽の再稼働はただちに断念し、廃炉にすべきです。</p>
23E11	<p>今回のパブリックコメントのあり方に対しても、意見を言わせてください。国民から広く意見を求め、政策にそれを反映させるのが、パブリックコメントの主旨だと思います。ところが、意見の対象である審査書は 400 ページ近い膨大なものであり、なおかつ、一般市民では容易に理解できない専門用語が散りばめられています。これを全て目を通し、理解したうえで意見を送るのは、時間的にも内容的にもかなりの困難が伴います。国民が「意見を出しにくい」壁を作っていると思えて仕方がありません。パブコメのあり方についても、強く反対します。</p>
23E12	<p>P4 申請者の技術的能力に関し、申請内容が「技術的能力指針に適合する」としているが、(1)申請者は 2 度目のナトリウム火災発生を防げず、(2) 2007 年 11 月「計測線付実験装置の保持部と試料部切り離し失敗」以来、運転経験がない。原子炉等規制法が求める「運転を適確に遂行するに足る技術的能力」（第 24 条第 1 項 2 号）はない。</p> <p>(1)1 度目は 1995 年。申請者(当時、動力炉・核燃料開発事業団)の高速増殖炉「もんじゅ」でナトリウム漏えいと火災が起きた。2 度目は、それからわずか 6 年後の 2001 年 10 月 31 日、申請者(当時、核燃料サイクル開発機構)は「もんじゅ」を教訓に徹底して取るべき火災防止策を取らず、「常陽」でナトリウム火災を防げなかった。2001 年 11 月 15 日茨城新聞記事「『ナトリウム発火』断定」および同年 12 月 4 日消防庁「ナトリウムを取り扱う施設で発生した火災について」によれば、ナトリウムが床などに落ちる可能性がある作業を窒素充てんビニール袋外で行っていた、ナトリウムが付着した紙タオルを紙製ごみ箱に入れられた、いつの時点のナトリウムか特定できないナトリウムが別の場所からも検出された、請負作業等に対するナトリウムの取扱いに関する教育訓練が不十分だったなど、ナトリウム発火を防ぐ当たり前の対策を取っていなかった。</p> <p>(2)「常陽」は 2007 年には「計測線付実験装置の保持部と試料部切り離し失敗」で燃料交換機が破損・変形する事故が起きて以来、運転を停止している。</p> <p>申請者には「運転を適確に遂行するに足る技術的能力」がなく、申請を許可すべきではない。</p> <p>【意見】 P4 申請者の技術的能力に関し、申請内容が「技術的能力指針に適合する」としているが、ナトリウムを冷却材に使う原子炉は日本には 1 基もない。つまり「国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されている」とする「指針 7 運転及び保守の経験」に適合していない。申請者がナトリウムを冷却材とした原子炉での「運転及</p>



## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
	び保守 の経験」を海外で得ているというのであれば、そのことは審査書案に記載されているべきである。ない限りは指針 7 に違反している。申請者の申請を許可すべきではない。
23E13	<p>高速増殖炉もんじゅは、冷却材の金属ナトリウムの漏洩とそれにより火災事故を起こすなど問題が多く、2016 年廃炉が決定された。</p> <p>高速炉常陽は 1977 年に運転開始され老朽化している。さらに事故等で 16 年間も運転停止している。冷却材の液体ナトリウムは、水と激しく反応して火災が起きやすく、取り扱いが難しいと言われている。常陽を動かすことに反対する。</p> <p>何より原子力開発はやめるべきだ。</p>
23E14	<p>常陽は現状 実験炉としての条件をも満たさず 今回の拙速な再稼働は 自治体の有事の避難基準を満たさず、避難不可能な住民が発生するのが明らかである。避難基準を満たさない状態で 市街地 住宅地域での再稼働は容認してはならない。</p>
23E15	<p>&lt;該当箇所&gt; 4 ページ、試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力 &lt;内容&gt; 申請者は、過去の経緯からみて高速炉を運転管理する技術的能力があるとは言えないので、許可すべきではない。 &lt;理由&gt; 今回の審査対象の「常陽」は 2007 年 11 月に炉心上部機構の損傷を起こして運転停止となり、以後停止のまま 15 年以上経過している炉であり、損傷部分の交換や回収にも 7 年もかかっている。また、旧動燃「もんじゅ」が停止後廃止されたので、ナトリウムを冷却材としている国内唯一の炉であるが、もんじゅのナトリウム火災後 2001 年に「常陽」でもナトリウム火災を起こしていて、ナトリウム火災防止対策も取れてないような、ナトリウム炉の管理が充分できていない状態で長期停止に入っていた炉である。 国内に同様な施設はなく、停止の間に経験の蓄積や技術者の確保ができたとは考えられず、「技術的能力指針 7 運転及び保守の経験」に適合していない。</p>
23E16	<p>高速実験炉「常陽」は原子炉等規制法第 23 条に基づく設置許可を 1970 年に得て 1977 年に初臨界。許可からは 53 年、臨界からは 46 年。 古すぎて怖い。 いい加減もんじゅの失敗に懲りて断念すべき。</p>
23E17	<p>G X 法案では実証炉として的高速炉を「目標・戦略」としており、G X 支援対策費として 76 億円もの「高速実証炉開発事業」を新規予算としている。原型炉「もんじゅ」が失敗しており、高速炉「常陽」も臨界から 46 年、止まってから 16 年経っている。 それなのに高速炉に膨大な予算を投じるのか、許されない。上記の件から私はこれを容認できず、審査書案の結論に反対の立場から意見を提出します。</p> <p>またパブリックコメントに対して三百数十頁の審査書で内容の読み込みが難しい。 一般市民に意見を問う姿勢はまったく見当たらない。形ばかりのパブリックコメントの姿勢にも強く疑問を抱き反対します。</p>
23E18	<p>高速炉「常陽」を含む、すべての実験炉の運転に反対いたします。 もんじゅで何回も事故を起こしたナトリウムを冷却材に使用していて、その抜本的な解決策なしに同じくナトリウムを使用する炉を使って実験を進めるのに理が通らないからです。次の事故が起こる前に再考してください。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
23E19	<p>高速炉「常陽」がなければ、JCO 臨界事故は起こっていません。</p> <p>事故は、高速中性子炉「常陽」のための溶液製造の最後の工程で起こったのです。</p> <p>「常陽」が稼働するにあたり、「常陽」のかつて2007年の事故を経て、16年も休止しすべての部品が老朽化していることが今後の稼働に影響しトラブルを起こさないか危惧します。</p> <p>事故やあらゆる問題は、想定外に起こります。</p> <p>万が一、事故やトラブルが起こった場合、計り知れない悪影響があると思われる高速炉は次世代への希望ではなく、不安と負担になる「常陽」は廃炉にすべきでしょう。</p>
23E20	<p>II 試験研究用等原子炉施設の設置及び運転のための技術的能力 (4から9頁) 意見</p> <p>申請者が、試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があることが、本審査書案で十分に審査されたとはえないので、申請者が、技術的能力指針に適合するとの判断は不当だと思う。</p> <p>理由</p> <p>申請者は、試験研究用等原子炉設置者として、施設の安全管理・品質保証に関して、万単位の不適切箇所を指摘され、原子力規制委員会の度重なる是正要求に応えられず、2016年に廃炉を余儀なくされたもんじゅを運転管理していた組織であり、その点を踏まえて、審査は特段慎重に行われるべきであると認識されるが、本審査書では、一切不問である。</p> <p>また、3. 経験においても、「平成16(2004)年5月からはMK-III炉心としての本格運転を開始したとしている」とあるが、2007年の事故以降、運転再開されていないことに関して、事故原因・経過の究明を含め、一切審査書で触れられていない。</p> <p>本審査書案は、申請者の試験研究用等原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力を、批判的な視点をもって、実質的な審査を行った結果とは、到底信ずることができない。このまま本審査書案を通して、申請者に、大洗における高速実験炉原子炉施設の運転を許可したら、もんじゅの運転に関して生じたと同様の不適切が発生することに、大きな疑いを要さないので、本審査書案には反対するしかない。</p>
23E21	<p>「指針7 運転及び保守の経験」に関してこれまで正常運転が実現されてはいないはず。したがって上記に適合しているとはいえない。申請者がナトリウムを冷却材とした原子炉での「運転及び保守の経験」を海外で得ているというのであれば、1995年の高速増殖炉もんじゅでのナトリウム漏洩事故の知見からその取扱いについて進歩が見られなければならないが、2001年常陽のナトリウム火災は詳細を見る限り取り扱いの杜撰さを認識させるものでしかない。ナトリウムを冷却材として使用するシステムであればその安全性の確保には何重もの策を講じるべきではあるが2007年の実験装置の取り扱いの失敗以来運転停止しているため経験を積むことさえ出来ないことは申請者に安全に安定した運転を行う能力が無い事を示していると言えず、当然申請を許可するべきではない。</p>
23E22	<p>基準地震動は、少なくとも中越沖地震の柏崎刈羽原発の解放基盤表面におけるはぎ取り波1699ガルに引き上げるべきである。同等の揺れが本件サイトには起こらないと保証することは現在の知見ではできないからである。</p>

## パブコメ意見一覧（WEB 投稿）

整理 番号	意見全文
23E23	<p>下記審査会合の資料 1-1 の p. 17 の 2 次冷却系の主冷却器の伝熱管は、必要な肉厚を有することを確認しているとされているが、かなりサビが進行しているように見える。この伝熱管は取り替えたのか？</p> <p>第 381 回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合 令和 2 年 11 月 05 日(木) 13:30?17:00 <a href="https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww2.nra.go.jp%2Fdisclosure%2Fcommittee%2Fyuushikisya%2Ftekigousei%2Fnuclear_facilities%2F170000181.html&amp;data=05%7C01%7Cshinsa_shikenro%40nra.go.jp%7C6a12f663638a497f208808db73feb8e%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638231310293628201%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoimC4wLjAwMDAiLCJQIjoiv2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=%2FMyPeHCMfEk9mWXN0kiD8xHgDcPbojTRcRyWoFIyncQ%3D&amp;reserved=0">https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww2.nra.go.jp%2Fdisclosure%2Fcommittee%2Fyuushikisya%2Ftekigousei%2Fnuclear_facilities%2F170000181.html&amp;data=05%7C01%7Cshinsa_shikenro%40nra.go.jp%7C6a12f663638a497f208808db73feb8e%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638231310293628201%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoimC4wLjAwMDAiLCJQIjoiv2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=%2FMyPeHCMfEk9mWXN0kiD8xHgDcPbojTRcRyWoFIyncQ%3D&amp;reserved=0</a></p> <p>資料 1-1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)高速実験炉原子炉施設(「常陽」) 第 8 条(火災による損傷の防止)に係る説明書 <a href="https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww2.nra.go.jp%2Fdata%2F000333354.pdf&amp;data=05%7C01%7Cshinsa_shikenro%40nra.go.jp%7C6a12f663638a497f208808db73feb8e%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638231310293628201%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoimC4wLjAwMDAiLCJQIjoiv2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=klWg41tIlgNU6VTojtvadpa95JFr1ETq19fBoCvfYaek%3D&amp;reserved=0">https://jpn01.safelinks.protection.outlook.com/?url=https%3A%2F%2Fwww2.nra.go.jp%2Fdata%2F000333354.pdf&amp;data=05%7C01%7Cshinsa_shikenro%40nra.go.jp%7C6a12f663638a497f208808db73feb8e%7Cfac539a40f8741298afa3c8d9dd5d641%7C0%7C0%7C638231310293628201%7CUnknown%7CTWFpbGZsb3d8eyJWIjoimC4wLjAwMDAiLCJQIjoiv2luMzIiLCJBTiI6Ik1haWwiLCJXVCi6Mn0%3D%7C3000%7C%7C%7C&amp;sdata=klWg41tIlgNU6VTojtvadpa95JFr1ETq19fBoCvfYaek%3D&amp;reserved=0</a></p>
23E24	<p>常陽を動かすことに反対します。 安全面は大丈夫でしょうか。 運転する人たちの訓練はされていますか。 事故が起きた場合の備え、避難計画はきちんと策定されていますか。 事故が起きた場合の責任の所在はどこですか。 事故の代償が電力料金に上乗せされる仕組みにも反対です。 また廃炉の際の技術はありますか。 私は技術者ではないので難しいことはわかりません。そういう私でもこれなら安全ですねと理解ができる科学的な根拠が見つかりません。</p>